

## 上士幌町再エネ地産地消促進奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、上士幌町内において、環境への負荷の少ない「太陽光発電システム」等の再生可能エネルギー設備の導入を奨励し、自家消費を含めた「地産地消」及び「地域内循環」をより一層進めていくため、再エネ地産地消促進奨励金（以下、「奨励金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (奨励金の交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、別表に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本要綱による奨励金の交付を既に受けたことがある者については、交付対象者とししないものとする。

### (奨励金の交付額)

第3条 奨励金は商品券として交付することとし、交付額は別表に掲げる額とする。

### (奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書（別記第1号様式）に別表に掲げる必要書類を添えて、別に定める提出期限までに町長に提出しなければならない。

### (奨励金の交付)

第5条 町長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により奨励金の交付の可否を決定し、奨励金決定通知書（別記第3号様式）をもって、交付申請者にその内容を通知する。

2 町長は、前項の確定をしたときは、奨励金と同額の上士幌町内の一部店舗等で利用可能な商品券を交付するものとする。

### (商品券の有効期限)

第6条 商品券の有効期限は、別表に掲げる期限とする。

### (奨励金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請又は、その他不正な行為により奨励金の交付を受けたことが明らかになったとき、既に交付した奨励金の返還を命ずることができる。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

別表

<p>第2条 奨励金の交付対象者</p>	<p>上士幌町内に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を設置している自己が居住する住宅を有する者で、次の各号に該当する者とする。</p> <p>(1) 上士幌町内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により上士幌町の住民基本台帳に記録されていること）。</p> <p>(2) 設置者が上士幌町税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 上士幌町内で発電した再生可能エネルギーの地域内供給を取扱う電力小売事業者と買電契約（電力受給契約）を締結している者。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得していない者若しくは認定期間が終了している者。</p> <p>(5) 第三者所有型である電力購入契約（PPAモデル）又はリース契約での導入ではない者。</p>
<p>第3条 奨励金の交付額</p>	<p>第2条に規定する交付対象者に一律10万円を支給する。</p>
<p>第4条 奨励金の交付申請に必要な書類</p>	<p>(1) 町税納入状況調査承諾書（別記第2号様式）</p> <p>(2) 上士幌町内で発電した再生可能エネルギーの地域内供給を取扱う電力小売事業者との受給契約確認書等の写し</p> <p>(3) 太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付決定通知又は、FIT制度に基づく買取期間の満了がわかる書類</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>
<p>第6条 商品券の有効期限</p>	<p>第5条第2項の規定による商品券の交付のあった日から6か月以内の期限とする。</p>